

令和7年度第4回住田町国民健康保険運営協議会 会議録

日時 令和8年2月26日(木) 午後4時00分開始

場所 住田町役場 町民ホール

◆出席委員

千田明夫、泉加代子、金野孝、熊谷利幸、横澤茂樹、高橋希、鈴木玲、泉田義昭

◆欠席委員

工藤正一郎

◆説明のため出席した者の職氏名

住田町長 神田謙一

◆出席した事務局職員の氏名及びその職名

住民税務課 課長 鈴木絹子 課長補佐兼住民国保係長 菊池克洋

課長補佐兼税務係長 高木宏二 主任 鈴木美沙子

保健福祉課 課長 千葉英彦

住民税務課長：本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

住民税務課 課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それではただいまより、令和7年度第4回住田町国民健康保険運営協議会を開会いたします。はじめに、千田会長にご挨拶をお願いいたします。

会長：今日はどうも大変ご苦労さまでございます。年度末を控えて皆さん忙しい中、このように出席していただき大変ありがとうございます。また、常日頃、当協議会にご協力、ご支援、大変ありがとうございます。

今回で第4回の国保運営協議会でありますけれども、今日はいろんな協議事項が新たな事業として、子ども・子育て支援制度という事業が開始され、これによって国保税にこの支援の部分の上乗せがされるということもありますので、その辺も含みながら皆さんに協議していただければと思います。よろしくお願いいたします。

住民税務課長：ありがとうございます。次に神田町長より挨拶を申し上げます。

町長：皆さん本当に、先ほど会長がおっしゃった通り、お忙しい中4回目になりますが、国保運営協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

先ほど会長おっしゃる通りでありますけども、令和6年の6月子ども・子育て支援制度の創設に伴いまして、令和8年度からとなっております。今までの部分にですね、支援納付金として支援をいただきながら、国の方に納付をしていくというような作業が加わるということになります。

本日は次第にもあります通り、支援制度開始に伴う国民健康保険税率の案、また保険税条例の一部改正等々、5件、ご審議いただくこととしております。忌憚のない、ご意見をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

住民税務課長：ありがとうございます。本日は、住田地域診療センター、工藤委員が所用によりご欠席されておりますので、お知らせいたします。

次第の3からは、住田町国民健康保険条例施行規則第2条に基づき会長に議長をお願いいたします。

会長：それでは進めさせていただきます。

3の議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います、議事録署名委員は熊谷利幸委員、横澤茂樹委員をお願いいたします。書記は、住民税務課の菊池課長補佐を任命します。

次に4の国民健康保険運営協議会の成立であります。住田町国民健康保険条例施行規則第4条により、委員の半数以上が出席し、かつ、条例第3条各号に掲げる委員の出席がなければ、会議を開催できない規定となっております。本日の出席委員は、全委員9名中、8名となっております、かつ、条例第3条各号の委員が出席しておりますので会議が成立していることを宣言します。

次に、5報告に入ります。報告第1号、一般庶務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：住民税務課 菊池です。私から説明をさせていただきます。座って説明させていただきますと思います。

報告第1号、一般庶務報告についてです。令和7年度のこれまでの庶務報告になります。9月4日に開催いたしました、第2回運営協議会までの分につきましては、第2回の運営協議会の中で報告しておりますので、省略をさせていただきます。それ以降の部分になります。

12月1日に、書面開催による、第3回運営協議会を開催いたしました。補正予算に

つきまして、書面にてご協議をしていただきました。そして本日、2月26日、第4回の運営協議会の開催となります。一般庶務報告については以上となります。

会長：ありがとうございます。ただいまのご説明、皆様からご意見ご質問等あればお伺いしたいと思いますが、何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議に入ります。

協議第1号「子ども子育て支援制度開始に伴う国民健康保険税率(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、協議第1号について説明いたします。資料はA4判の資料No.1と書いてあるものでございます。

子ども・子育て支援制度開始に伴う国民健康保険税率案について、1枚めくっていただきたいと思っております。まず最初に確認の意味で、国保財政の仕組みについて説明させていただきます。

国保財政は、平成30年度の国保制度改革(都道府県単位化)により、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払う(交付金の交付)という仕組みとなっております。下の方のグラフで説明いたします。上のグラフが、岩手県の予算、下のグラフが住田町の予算となっております。中ほどに①番と書いてございますが、医療費の保険者負担金として市町村へという部分で、岩手県の歳出予算、保険給付費等交付金816億円。この部分を住田町では、歳入として保険給付費等交付金という部分で、県からいただいております。市町村は、納付金の額とともに示された標準保険料率を基に保険税率を設定し、納付金を県に納入する仕組みとなっております。先ほどのグラフの右側の方ですね、オレンジ色の部分になりますけれども、町の歳出予算、納付金1.3億円となりますが、これを岩手県では国保事業納付金ということで、歳入として見込んでおります。医療費等から算定される納付金を町から県へという部分でございます。グラフ右側になりますけれども、令和8年度からは、子ども・子育て支援金という部分がございまして、住田町予算の方からも、保険料として歳入では見込んで、歳出で納付金ということで見込んでいるという部分になってございます。次に、その次のページでございます。

(2) 子ども・子育て支援金制度について説明いたします。国は令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「子ども・子育て支援加速化プラン」を取りまとめました。その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む、子ども・子育て支援法などの改正法が令和6年6月12日に成立しました。中ほどの囲みの部分でございます。子ども・子育て支援加速化プランでは、6項目の事業を予定しております。児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、乳児等の

ための支援給付、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国年1号被保険者の育児期間保険料の免除等でございます。支援金は段階的に増額となります。国全体では令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模となる予定でございます。令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付することになります。囲みの部分、ちょっと下の方に書いてありますが、国民健康保険だけではなくて、全国健康保険協会国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療広域連合等、各種健康保険の方から、支援金として納付するというような格好になります。

(3)として、子ども・子育て支援対象事業について、それぞれの事業について記載しておりますが、表の下段には支援金について、全国的な大まかな金額という部分で、平均額を記載してございます。次のページになります。

(4)子ども・子育て支援金国民健康保険税からの徴収についてになります。令和8年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収するものとなりました。健康保険者等は、被保険者から保険税・料と一緒に子ども子育て支援金分を徴収することになります。現在、国民健康保険税は、医療費の財源となる医療分、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる後期高齢者支援金分、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める介護分の3区分から構成されておりますが、令和8年度から子ども子育て支援金分が加わり、4区分から構成されるものとなります。なお、下の方でございますが、子ども・子育て支援金の賦課方式は、18歳未満の被保険者と18歳以上被保険者で異なり、18歳未満被保険者は均等割が賦課されませんが、18歳以上被保険者は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されます。1枚、めくっていただきたいと思います。

(5)住田町の国民健康保険税についてでございます。住田町では、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用してございます。第3期岩手県国民健康保険運営方針では、保険料水準統一化については、第3期間中は納付金ベースでの統一を実施し、完全統一化を第4期の運営方針期間中に実施することを目指すとしてございます。この資料の一番最後のページをご覧くださいと思います。これが第3期岩手県国民健康保険運営方針(令和6年度～令和11年度)の概要でございます。右側の囲みの部分ですが、第3章、国民健康保険の運営方針、各論、7つの方針と書いてございますが、丸の5つ目でございます。将来的に保険税水準の完全統一を目標とするが、まず、令和11年度の納付金算定において、医療費指数反映係数 α をゼロとする、いわゆる納付金ベースの統一を実施するとしてございます。その下のマルです。賦課方式は所得割、均等割、平等割の3方式に統一することを目指すとしてございます。資料戻っていただきたいと思います。右下の方にページ数書いてあります。(5)住田町国民健康保険税についての資料に戻ります。先ほどの岩手県の運営方針に記載されているように、完全統一化の賦課方

式は、所得割、均等割、平等割の3方式とされておりまして、統一化までに市町村では3方式での課税にする必要があります。住田町でも今後、資産割を廃止し、3方式の課税をしていくもので、今回、子ども・子育て支援分は先行して3方式とすることで考えてございます。下の方の表をご覧くださいと思いますけども、医療分、高齢者支援金分、介護納付金分につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割と書いてございますし、子ども・子育て支援金分につきましては、18歳未満被保険者と18歳以上被保険者では、均等割の部分が違いますが、3方式で先行して実施したいというふうに考えているものでございます。

(6) 住田町の子ども・子育て支援金分に係る納付金についてでございます。住田町では県に対して、子ども・子育て支援分に係る納付金を支払うものでございます。令和8年度につきましては、金額が確定してございます。令和8年度313万6375円、令和9年・10年は推計でございますが、令和9年度が380万円、令和10年度は477万円となっております。

(7) 子ども・子育て支援金分税率案についてです。これが今回の協議部分ということになります。保険税は県に納付する子ども・子育て支援金納付額に見合った保険税率を設定する必要があるとございます。県では、毎年税率については、納付金を賄うための保険税の参考として標準保険料率を示してございます。子ども・子育て支援金分は、標準保険料率を採用することとし、表のところに書いてございますが、所得割を0.3%、均等は1,000円、18歳以上均等割は30円、平等割700円を案としてお諮りするものでございます。参考までにその次のページでございます。

(8) 具体的な影響額についてということで、3パターンを示してございます。一番上が2人世帯の場合ということで、世帯主の年金収入のみ、65歳以上という部分で試算しております。表の右側の、右から2番目に計つていうことで書いてございます。それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減がございまして、7割軽減では828円、年間で828円、5割軽減では3,090円、2割軽減では5,418円。軽減がない場合は、7,170円増えるということでの試算でございます。以下、4人世帯（世帯主の給与収入のみ、全員18歳以上）の場合は、下の段だけご紹介させていただきますが、1万4,180円増える、4人世帯（世帯主の給与収入のみ、子ども2人18歳未満）の場合は、1万2,120円増えるということの部分での試算となっております。以上で協議1についての説明を終わりたいと思います。

会長：ありがとうございます。ただいまの説明について、皆さんの方からご意見ご質問等あればお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか。誰か皆さんの方からありませんでしょうか。

会長：子ども・子育て支援の税率（案）というのは全国で決まっているのでしょうか。

住民税務課長：令和8年度から保険料と一緒に徴収するということが決まっております。国民健康保険だけではなく、私たちが加入している共済組合であったり、75歳以上が加入している後期高齢者医療保険料からも徴収されるということになっており、様々な保険組合の方からも徴収され、必要額というものが出ておりますので、それに対応した形で納付金を支払うことになっておりますので、納付金を賄うための保険料・税になりますので、(7)に出ている税率に大体なるのかなと思っております。

会長：皆さんの方から何かございませんでしょうか。

鈴木委員：標準税率で大半は、間に合うのか？

住民税務課長：令和7年度の316万というのを賄うとなると、実際納付していただくのはもっと少なくはなります。保険料ベースで考えれば、軽減も入りますので200万くらいになる予想ですけれども、不足分については、財源が補填されているものなので、それを合わせると、この保険料率でやったときに、だいたい300万くらいのものになるというところですよ。

会長：よろしいですか。ありがとうございます。あと他に皆さんの方から何かございませんでしょうか。それではお諮りいたします。協議第1号について、原案に異議ありませんか。

<異議なしの声>

会長：それでは、協議第1号は原案に異議なしとして承認することに決定いたしました。

協議第2号、「住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、最初に、資料No.2-1をご覧くださいと思います。住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)概要の部分でございます。それぞれの条例について、改正の概要を記載しているのが、この資料No.2-1になります。

条例第2条第1項及び第5項については、地方税法の法改正に合わせて、子ども・子育て支援納付金の課税について明記しております。

資料No.2-2の方をご覧くださいと思います。住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございますが、表の左側が改正前、右側が改正後になります。表の見方、多少説明させていただきますと、下線が引かれている部分が、改正

前と改正後で違っているところになります。また、数字で、左側に、2や3と書いてあるのは、それぞれ第2項、第3項という言い方をしますし、(1)、(2)と書いてあるところは、それぞれ第1号、第2号という言い方をさせていただきます。

改正後の第2条第1項第1号の中ほどに、下線が引かれている部分があるんですけども、「及び子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金」とございます。これは、子ども・子育て支援納付金について追加して記載されている部分でございます。

資料、戻りまして資料2-1の方ご覧いただきたいと思います。

第3条第1項については、文言の整理によるものでございます。

第9条の4、第9条の5、第9条の6、第9条の7については、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額、世帯別平等割額を規定するものでございます。

資料2-2、ご覧いただきまして、3ページ目ご覧いただきたいと思います。改正後の方ですけども、第9条の4、「第2条第5項の所得割額は、基礎控除の総所得金額に100分の0.3を乗じて算定する」、第9条の5、「第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1000円とする」、第9条の6、「第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について30円とする」、第9条の7、「第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。とそれぞれ明記してございます。これは本日の協議第1号において、承認いただいた税率についてそれぞれ記載しているものでございます。

なお、第9条の7の世帯別平等割額の第2号、特定世帯350円については、2分の1免除の金額。第3号の特定継続世帯525円については、4分の1免除の金額となっております。次に資料No.2-2の3ページの下の方になります。

右側の表、第23条の第3項第7号については、国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額について、1枚めくっていただきまして、第8号については、国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、第9号については、国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額についての減額について定めたものでございます。

第23条第4項については、世帯内に18歳未満の被保険者がいた場合の、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額について定めたものでございます。

附則の4~14につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割の課税の特例に係る表記の追加をしているものでございます。

以上、協議第2号住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、お諮りしたいと思います。以上でございます。

会長：ありがとうございます。

ただいまの説明について、皆さんの方から何かご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。よろしいですか。それではお諮りいたします。協議第2号について、原案に異議ありませんか。

<異議なしの声>

会長：それでは、協議第2号は原案に異議なしとして承認することに決定します。

続きまして、協議第3号、令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは協議第3号、令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について説明をいたします。資料No.3、表紙をめくっていただきましてA3用紙にて説明をさせていただきたいと思っております。表の右側の歳出の報告をご覧ください。

補正予算につきましては、8款、諸支出金、償還金の項目になりますが、令和6年度保険者努力支援交付金等の返還金の確定に伴う予算の組み替えと、5款、保健事業費、特定健康診査委託料等の減額によるものが主な内容となっております。

歳入・歳出ともに180万8,000円減額しようとするものでございまして、歳入・歳出の総額がともに7億4,859万1,000円となるものでございます。以上になります。

会長：ただいまの説明について、皆さんの方から何かご意見、ご質問等あればお伺いいたします。よろしいですか。それではお諮りいたします。協議第3号について、原案に異議ありませんか。

<異議なしの声>

会長：それでは協議第3号は、原案に異議なしとして承認することに決定いたしました。

続きまして、協議第4号、令和8年度住田町国民健康保険事業計画案について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは協議第4号、令和8年度住田町国民健康保険事業計画(案)について説明いたします。資料No.5をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきます。

1、目的については、読み上げさせていただきます。平成30年4月より国保事業

の運営は、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営等の中心的な役割を担い、市町村と共同で運営していく新国保制度へ移行した。

市町村は、県に国民健康保険事業費納付金を納付することで、保険給付費に必要な費用を全額交付してもらうことにより、安定した国保事業運営ができることになったが、引き続き国保事業が効果的かつ効率的に運営できるように努めていく必要がある。

本町国保事業の財政状況は、被保険者の減少に伴い、国保税をはじめ、歳入が減少傾向にある中、医療の高度化・高額化等により、1人当たりの医療費は増加しており、今後も厳しい状態が続くものと見込まれている。

本計画はこのような状況のもと、国民健康保険法第82条第4項及び岩手県国民健康保険運営方針に基づき、国保事業の健全化に向け、効果的かつ効率的に各事業を推進するために策定するものである。

2、国民健康保険の現状、(1)国民健康保険加入者の状況についてでございます。被保険者は、人口減少、後期高齢者医療制度への移行等により減少傾向にあります。64歳までの現役世代よりも、65歳以上の前期高齢者の割合が高くなってきております。2ページ目になります。

(2)国保事業特別会計の決算状況についてです。①決算の推移です。国保事業特別会計は、被保険者の高齢化、被保険者数の減少等により、国保税の収入は減少傾向です。保険給付費は、依然、高水準ではありますが、実質収支は黒字であり、基金もありますので、健全な運営といえる状態だと思われま。過去4年間の国保会計の決算を抜粋して掲載してございます。表の下段「単年収支③(①-②)」の欄でございますが、令和3年度を除き、歳入が歳出を上回っている状況でございます。3ページ目をお開きいただきたいと思います。

②国民健康保険税収納状況でございます。国保税の収納率は、口座振替推進や、徴収員による納税相談、初期滞納者への徴収強化により、県の目標値、現年度96.24%以上を維持しております。しかし高齢者や低所得者を多く抱える状況から、財源の確保は難しさを増している状況です。表では過去4年間の徴収率の状況を載せてございます。

(3)保険給付の状況です。①保険給付費の推移についてです。令和6年度の保険給付費の合計額は、前年より5,300万円減少しております。保険給付費は、この数年の部分では、令和4年度がピークとなり、減少傾向にあります。4ページになります。

②1人当たりの診療費についてです。1人当たりの医療諸費は、令和5年度に比べ、令和6年度は約2万円減少しておりますが、県内での順位は依然として高い状況でございます。1人当たりの療養諸費が高くなりますと、県に納付する国保事業費納付金の算定に用いる医療費指数が高くなり、結果、納付金が高くなってしまいう状況になります。

(4)保険事業の状況についてです。特定健康診査及び特定保健指導は、保健師や

栄養士の受診勧奨の強化や、健診結果説明を行いながら、被保険者に直接手渡す方法などにより、受診率と実施率の向上に努めています。健診異常値放置者受診勧奨事業等の受診勧奨事業については、継続して行い、健康意識改善の働きかけから、早期治療に結びつけていくよう努めていきます。特定健康診査についてですが、住田町第3期データヘルス計画では、令和8年度までに受診率50%、最終年度の令和11年度には53%を目標としております。健診異常値放置者受診勧奨事業では、令和8年度までに受診率12%、令和11年度には20%を目標としております。5ページになります。

3、基本方針・事業実施についてです。令和8年度においては、次の事項について着実な取り組みを図りながら、県との連携のもと国保運営の健全化と安定化に努めるものです。

(1) 適用適正化への取り組み、(2) 国保税の適正賦課及び収納率向上への取り組み、(3) 医療費適正化への取り組み、(4) 保健事業への取り組み、(5) その他の取り組みです。

4、事業実施についてですが、先ほど挙げました5項目について、その内容について詳しく載せてございます。

(1) 適用適正化への取り組みです。被扶養者認定の勧奨では、他の医療保険の被扶養者として認定される可能性がある場合に、その医療保険で認定してもらうよう勧奨していくものです。被保険者資格の得失の届け出の勧奨では、年金ネットなどの情報を活用し、国保被保険者の適用に関する事務を適切に行っていきます。

(2) 国保税の適正賦課と収納率向上への取り組みです。子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、令和8年度から新たに、子ども・子育て支援納付金課税額分が加わることから、その対応を適切に行っていきます。税率の見直しにつきましては、当町としては、財政見通しでは必要な収入を確保できる見通しであることから、子ども・子育て支援納付金課税分を除いた、本年度の税率は据え置きとするものでございます。ただし、国における課税限度額や軽減判定所得の見直しが予定されており、制度改正に対応した条例改正を予定してございます。収納率向上対策では、国保制度の趣旨や税負担の公平性の理解をしながら、引き続き収納率向上の取り組みを進めて参ります。本案の取り組みとしては、口座振替の利用促進、コンビニ収納による利便性の向上、徴収員による訪問、滞納処分などの実施になります。

(3) 医療費適正化への取り組みについては、①医療費通知の実施、②資格点検の実施、③第三者行為による保険給付の求償、ジェネリック医薬品の利用促進、⑤服薬適正化支援事業について取り組んでまいります。このうち、服薬適正化支援事業については、新たな取り組みになるもので、複数の医療機関からの重複投薬や、多剤併用による健康被害の回避、医療費の適正化のため、通知の送付や保健指導を行うものです。今日、皆さんのお手元に資料追加ということで、参考として、1枚チラシをお配りしております。これはこの⑤番の、服薬適正化支援事業について取り組む際に、多

少内容が変わるかもしれませんが、このようなものを、該当となる方に、通知して取り組んでいこうというものでございます。

(4)保健事業の取り組みについては、①特定健康診査事業、②特定保健指導事業、③糖尿病院予防対策事業の3項目について。

(5)その他の取り組みについては、①マイナンバーカード被保険者証の一体化に係る対応、②保険者努力支援制度による財源の確保、③広報活動の3項目について取り組んでまいります。以上、国民健康保険事業計画についての説明を終わります。

会長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、皆さんの方からご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

鈴木委員：県の収納率の目標値が、96.24%。令和6年が97.1で、大分近くなってきているような気がするんですが。令和4年の98からも収納率が落ちているんですけども。この対策ってやらないと……。それらの対策をどのように進めているんですかね。

事務局：住民税務課の高木と申します。税務、収納の方を担当しております。国民健康保険税についてなんですけれども、資料の掲載の部分でいけば、2年3年ちょっと下がってきているのが現状です。97%の方々についてはいただいているんですけども、一部、てんでんの所得があるがゆえに、課税額が当然多くなるんですけども、一部の家庭でそれが続いて納付されないという部分で、収納率が下がってしまっているというのが現状でございます。

専門の徴収員ですとか、収納担当の私の方で折衝しつつも、個々の、個別の支払い等々がある中で、国保税の方になかなか収納ができずというところで、対応をしつつも、収納の方につながってなかなかいけないというケースがここ数年、多くなってしまっているがゆえに、個別に対応してはいるんですけども、なかなかそれが進まず、そこは反省を踏まえながら、個別の世帯に対して、強くというか、こまめに対応していきたいなというふうに思っているのが現状でございますが、ご説明できればというふうに思っているけれども、収納率、個々の部分が進むように対応していきたいなというふうに思っております。以上です。

会長：よろしいですか。

鈴木委員：滞納処分の状況はどういう状況ですか。

住民税務課長：現状をみながらやっていく必要があると思っております、強制的に差

し押さえをやっていくこともできるんですけども、大きく強気に出ているのは、現状ではないところです。そうすることによって生活、基盤を揺るがしてしまう可能性等考えられるところもありますので、そこを見極めながらやっている実際やっているところでございます。最近では、国保税の滞納ではないですけども、差し押さえのことでいうと、1件、物件を公売にかけたという実績はあります。公売については、掲示板等、告示行為をしてから行っております。以上になります。

会長：あとコンビニで納付できるということでのコンビニの納付率っていうのは、全体的にどのぐらいですか。

住民税務課長：資料をもってこなかったからですが、全体の4割程度が口座振替で、20%程度がコンビニ収納になっておりますので、一定の成果はあると思っております。

会長：1人当たりの診療費というのは、令和7年度は、やっぱり厳しいんでしょうか。予想としては。

住民税務課長：令和7年度は今現在進行中でございますので、でてはいないんですけども、順位は変わらないかもしれないんですけども。全体の金額は下がっていると思います。1人当たりになると、横ばいですかね。

会長：少しでも下がれば良いと思いますけれども・・・。他に何か皆さんの方からございませんでしょうか。よろしいですか。それではお諮りします。協議第4号について、原案に異議ありませんか。

<異議なしの声>

会長：それでは、協議第4号は原案に異議なしとして承認することに決定しました。

協議第5号、令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局：協議第5号、令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算(案)について説明いたします。資料No.5表紙をめくっていただきまして、A3の用紙の1枚目、総括表をご覧くださいと思います。まず歳入についてです。

1、国民健康保険税については、現年分、滞納繰越分、過年度分を合計しまして、9,099万6,000円を計上しております。前年度比は135万8,000円のマイナスになります。

- 2、使用料及び手数料については、前年度と変わらず 2,000 円の計上になります。
- 3、県支出金ですが、普通交付金、特別交付金等になりますが、合計で 4 億 8,731 万 6,000 円となり、前年度比は 3,266 万 4,000 円のマイナスになります。
- 4、財産収入については、25 万 4,000 円を見込んでございます。
- 5、繰入金は、前年度比−208 万 5,000 円の 5,618 万 1,000 円。
- 6、繰越金は前年度と同額の 1,000 円。
- 7、諸収入は前年度と同額の 58 万 7,000 円となりまして、歳入合計が 6 億 3,533 万 7,000 円となり、前年度比が−3,587 万 9,000 円となっております。

続きまして歳出でございます。

- 1、総務費が 1,415 万 3,000 円を計上し、前年度比−74 万 5,000 円となります。
- 2、保険給付費が 4 億 7588 万 1000 円となり、前年度比が−3,244 万 8,000 円です。
- 3、国民健康保険事業納付金が、1 億 3,230 万 2,000 円となり、前年度比−245 万 4,000 円。
- 4、保健事業費としましては、1,118 万 6,000 円となり、前年度比−43 万 8,000 円となります。
- 5、基金積立金は前年度比 20 万 8,000 円増の 25 万 4,000 円。
- 6、交際費は前年度と同額の 1 万円。
- 7、諸支出金も前年度と同額の 105 万 1,000 円。
- 8、予備費も前年度と同額の 50 万円となりまして、歳出の合計は歳入と同額の 6 億 3,533 万 7,000 円となります。 2

2 枚目に歳入予算の主な内容、3 枚目に歳出予算の主な内容を載せてございます。

概要欄に内訳や科目等の内容、説明を載せてございますので、こちらはご覧いただければと思います。以上で協議第 5 号、令和 8 年度住田町国民健康保険特別会計予算(案)についての説明を終わります。

会長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、皆さんの方からご意見等あればお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか。皆さん、よろしいですか。それではお諮りします。協議第 5 号について原案に異議ありませんか。

<異議なしの声>

会長：協議第 5 号は原案に異議なしとして承認することに決定いたしました。

以上で協議第 1 号から第 5 号まで終了しました。

答申書の記載につきましては、事務局に任せることとしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長：ありがとうございます。それでは7、その他に入ります。事務局の方から何かありましたら、よろしくお願いします。

事務局：事務局からはございません。

会長：他に、委員の皆さんから何かございませんか。

横澤委員：一般的には、保険料が高くて下げて欲しいという人が多いかと思えますけれども、今回、こちらの支援金について、これ見ますと、毎年上がっていくわけですね。増額。この保険税率も毎年変えるんですか。それからもう1つは、3年となっていますが、3年で終わりですか。

住民税務課長：保険税率につきましては、納付金に合わせて、毎年増額を予定しているものでございます。見込みでございますので、令和10年が最大という見込みでございますので、令和10年以降は、同じ税率ということになると思います。3年で終わるというわけではなくて、ずっと続くものになります。今は、激変緩和中で、3年かけて、その水準までもっていくという段階でございますので、3年後が最大で、そこからは、国の考え方が変わらなければ同水準で続いていくのかなと思います。

会長：他に、委員の皆さんの方からございませんでしょうか。それでは以上で次第7まで終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

住民税務課長：それでは、以上をもちまして、令和7年度第4回住田町国民健康保険運営協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◆会議終了時刻 午後4時56分

会議録作成者 住田町国民健康保険運営協議会 会長 千田 明夫

この会議録は、正当であることを署名する。

令和8年 3月 12日

委 員 横澤 忠樹

委 員 熊谷 利幸